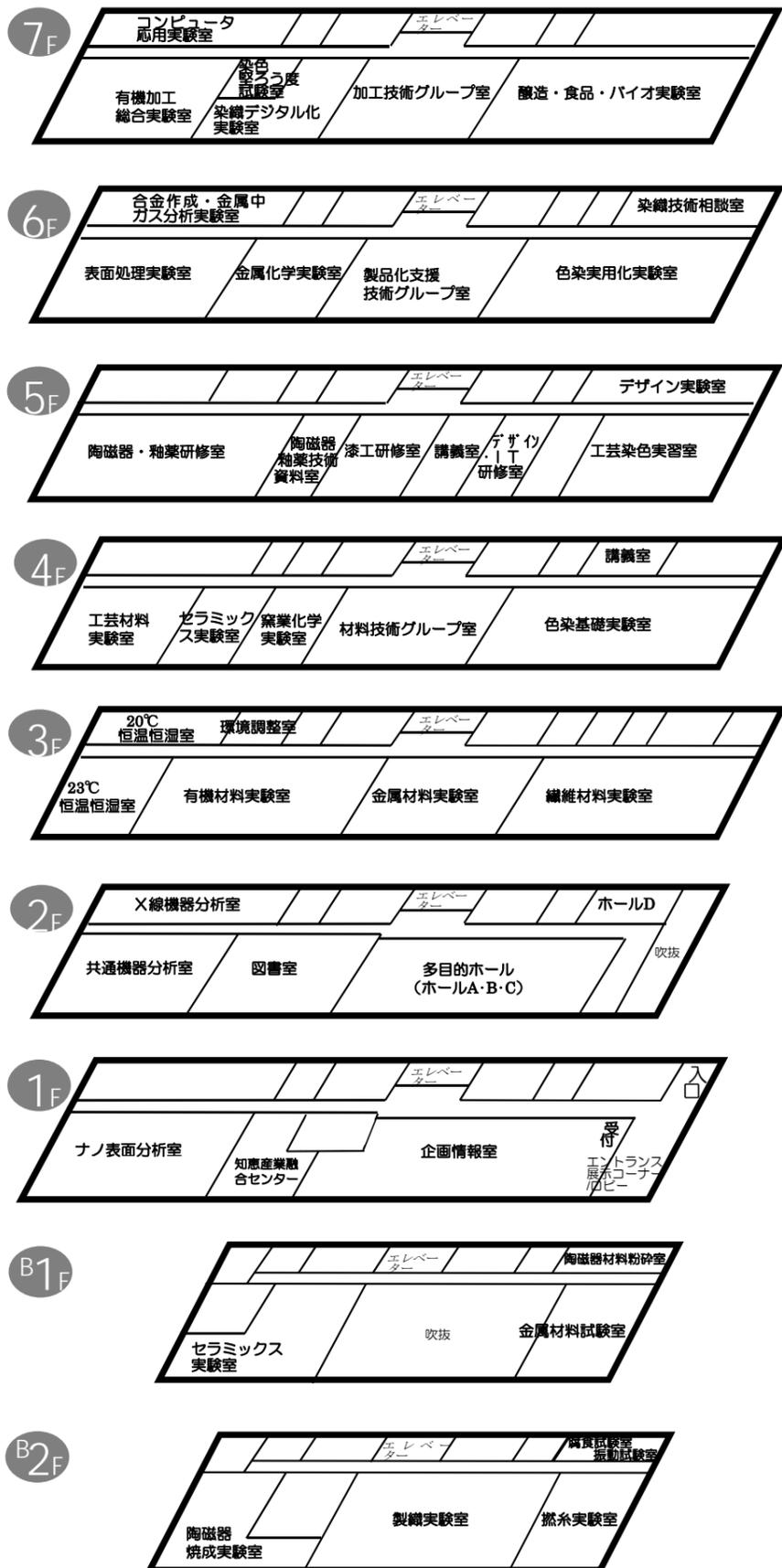


施設案内

建築面積 5,629㎡
 延床面積 11,285㎡
 構造 鉄骨造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造, 地下2階 地上7階



京都市産業技術研究所のご利用方法



開所日 土曜・日曜日, 国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く日

開所時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時を除く)
 なお, 染織技術相談室は, 当日利用は午前11時30分まで, 午後の利用は事前予約制です。

受付方法 依頼試験・技術相談は, まず1階の受付コーナーへお越しください。
 試験や相談の内容をお伺いして担当チームを案内します。
 初めて研究所を利用される方には, 顧客登録を行い, 「受付カード」を発行します。

車での来所 産業技術研究所の専用駐車場はありません。公共交通機関を利用してお越しください。
 車でお越しの際は, 京都リサーチパーク(株)が運営・管理する有料駐車場を利用してください(依頼試験・技術相談でお越しの方には, お帰りの際, 受付コーナーで最大1時間分の無料駐車券をお渡しします。)

〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町91 京都リサーチパーク9号館南棟
 (代表) tel.075-326-6100 fax.075-326-6200

91 Chudoji Awata-cho, Shimogyo-ku, Kyoto 600-8815, JAPAN
 Phone: +81-75-326-6100 Fax : +81-75-326-6200

ホームページURL : <http://www.kitc.city.kyoto.lg.jp>

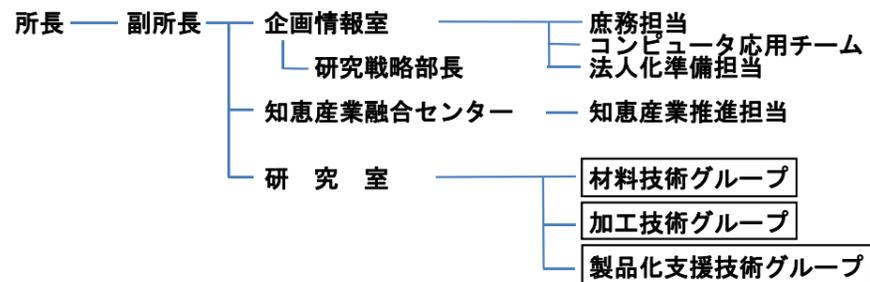
京都市産業技術研究所

Kyoto Municipal Institute of
 Industrial Technology and Culture



愛称 京都ものづくり未来館

組織と技術分野のご案内



＜企画情報室＞Tel:075-326-6100 General affairs Office

研究所の庶務、産業技術に関する情報の収集及び提供等を行うほか、競争的資金を活用した研究プロジェクトのコーディネートや産学公連携を推進します。
また、平成26年4月の地方独立行政法人化に向けた移行準備業務を行います。

～ 各チームの得意技術等で、皆さまを支援します。～

＜知恵産業融合センター＞Tel:075-326-6220 Center for Integrated Sensible Industry.

伝統産業と先端産業を融合し、それぞれの技術を効果的に生かした新技術・新製品の開発による新たな「京都ブランド」の創出のため、イノベーションを支える人材育成、開発技術の市場分析やマーケティング情報の収集・提供による販路開拓を行います。

材料技術グループ Materials Technology Div.

【有機系材料チーム】 Tel:075-326-6110 Organic Materials Sec.
複合化材料、ポリマーブレンド、界面設計・制御、微細精密発泡、漆改質技術、酵素反応型塗料、塗料塗装設計等

【金属系材料チーム】 Tel:075-326-6109 Metal Technology Sec.
金属材料試験技術、金属材料評価技術、微小分析技術、化学分析、材料化学、合金作成技術、精密配管技術等

【繊維系材料チーム】 Tel:075-326-6111 Fiber and Textile materials Sec.
繊維化学及び繊維物性、繊維加工材料、繊維系材料分析、超臨界流体及びその利用技術等

加工技術グループ Processing Technology Div.

【バイオチーム】 Tel:075-326-6138 Biotechnology Sec.
酒造技術、酵母育種技術、バイオ計測技術、バイオ分析技術等

【表面加工チーム】 Tel:075-326-6139 Surface Processing Sec.
電めっき技術、電鍍技術、微細加工技術、表面処理技術、表面分析・表面形態評価等

【製織チーム】 Tel:075-326-6140 Weaving Technology Sec.
製織技術、紋織技術、製織準備工程関連技術（ワインディング・撚糸・糊付け・整経・綜統）、織組織等

【染色加工チーム】 Tel:075-326-6141 Dyeing and Finishing Sec.
染色加工一般、機能加工、天然染料による染色、染色堅ろう度向上、色彩管理、エレクトロスピンニング、分析化学、カラーリング技術等

製品化支援技術グループ Manufacturing Products Technology Div.

【窯業チーム】 Tel:075-326-6171 Pottery and Fine Ceramics Sec.
陶磁器釉薬・素地・焼成、陶磁器製造技術、粉末成形技術、セラミックス製造技術等

【デザインチーム】 Tel:075-326-6173 Design Sec.
工芸・工業デザイン技術、CG/CAD/3D利用技術、伝統技法・意匠収集と活用、伝統染織技法・意匠収集と活用、ユニバーサルデザイン、テキスタイルデザイン等

企画情報室

【コンピュータ応用チーム】 Tel:075-326-6100 Applied Computer Sec.
コンピュータ利用技術、ソフトウェア技術、情報処理等

京都市産業技術研究所の使命

京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、新しい時代の感性豊かな先進技術を創造します。

京都市産業技術研究所の役割

1. ものづくり中小企業への技術支援に取り組みます。
2. 新事業創出への挑戦に取り組みます。
3. 伝統産業分野への支援に取り組みます。



京都市産業技術研究所の沿革

京都市産業技術研究所は、前身の京都市染織試験場及び京都市立工業研究所の設立以来、約一世紀近くを京都の産業と共に歩み、京都のものづくり中小企業を支援してきました。

京都は、個性豊かな大学等の集積と「産業関連都市」として伝統産業から先端技術産業までの類い稀な厚みを持った独自の産業システムを有する街です。

当研究所は、これらの強みを活かしながら、京都産業の将来像に対して具体的な提案を行う「総合技術支援機関」として「技術プロデューサー」の役割を担っています。ものづくり中小企業に対する総合的な技術支援を行い、国際競争力に優れた京都のものづくり企業の成長を支援しています。

| | |
|-----------------|--|
| 大正5年10月（1916年） | 西陣織物同業組合から西陣織物染織試験場施設の寄付を受け、京都市染織試験場を発足 |
| 大正9年3月（1920年） | 化学工業の振興のため、技術上の諮問指導を行う研究機関として京都市立工業研究所を設立 |
| 昭和29年5月（1954年） | 旧国立陶磁器試験所跡に京都市工芸指導所を設置し、京都市立工業研究所窯業部が移転 |
| 昭和30年4月（1955年） | 京都市立工業研究所全体を京都市工芸指導所に移管統合し、京都市工芸指導所に改称 |
| 昭和41年11月(1966年) | 京都市工芸指導所を京都市工業試験場に改称 |
| 平成15年4月（2003年） | 京都市産業技術研究所を設置し、京都市工業試験場を同研究所工業技術センターに、京都市染織試験場を同研究所繊維技術センターに改称 |
| 平成22年10月(2010年) | 両センターを京都リサーチパーク西地区へ移転統合し、新たな京都市産業技術研究所がスタート |
| 平成22年11月(2010年) | 知恵産業融合センターを設置 |

産業技術研究所の技術支援

試験、分析

企業の皆様からの依頼による製品、素材等の試験、分析を行います。また、依頼に基づいて成績書を発行します。単に試験結果を報告するだけでなく、試験結果に基づいて、工程改善や新製品開発等に結び付けるための技術相談や技術提案を行っています。

技術移転・指導

企業の技術力の高度化、製造工程等における技術課題の解決のため、研究員が持つ得意技術やノウハウに基づく技術相談や技術提案を行います。

また、製造現場での問題解決や企業団体等での技術講演のための「派遣指導」や、研究所が開発した技術シーズや研究成果等を公開して実用化・事業化に結び付ける「事業化公募」を実施しています。

研究開発

企業の技術力強化や新製品開発を牽引できるよう、基礎研究、製品化・実用化研究を実施し、技術力の向上・蓄積に取り組んでいます。

また、産業技術研究所が保有する得意技術を活用して、企業の皆様の様々な課題を解決するため、「共同研究」や「受託研究」を行います。

人材育成

中小企業技術者や伝統産業技術後継者を育成するための研修・セミナーを行います。伝統産業に携わる技術者、後継者、事業主等を対象とした、短期、中期及び長期の実習や講義による研修、広く中小企業の技術者、開発担当者、事業主等を対象とした各種の研修やセミナーを実施しています。

研究会による技術支援

京都市産業技術研究所を核として、関連する企業及び業界団体が構成される13の研究会があり、会員相互の交流や研究を通して企業の技術向上を目指しています。

当研究所は、これらの研究会の事務局として、研究会個々の技術課題の解決や会員相互の交流を図り、関連業界の振興を支援しています。

平成25年4月には、各業界間の更なる連携と業界支援の強化のため、京都市染織試験場運営協力会（昭和38年8月設立）と京都ものづくり協会（昭和43年4月設立）を統合し、「京都ものづくり協力会」を発足しました。

○京都ものづくり協力会（平成25年4月設立）

○京都染色研究会（昭和22年3月設立）

○京都工芸研究会（昭和23年10月設立）

○京都酒造工業研究会（昭和25年6月設立）

○京都合成樹脂研究会（昭和26年6月設立）

○京都陶磁器研究会（昭和27年8月設立）

○西陣織物研究会（昭和29年1月設立）

○京都金属工芸研究会（昭和34年9月設立）

○京都竹工芸研究会（昭和34年11月設立）

○鍍秀会（昭和41年10月設立）

○京都セラミックフォーラム（昭和51年10月設立）

○京都先端技術研究会（昭和60年4月設立）

○京染・精練染色研究会（平成17年6月設立）

京都市産業技術研究所 知恵産業融合センター

京都市では、伝統産業と先端産業を融合し、それぞれの技術を効果的に生かした新技術・新製品の開発による新たな「京都ブランド」の創出と、イノベーションを支える人材を育成します。

伝統産業の技法・技能



- 織物, 染色
- 京焼・清水焼, 京漆器
- 酒造 等

先端産業の技術



- ナノテク
- バイオ
- 分析・計測機器 等



京都産業の活性化

新たな京都ブランドの創出



事業化や製品化など、出口に近い技術支援

京都市産業技術研究所知恵産業融合センターでは、伝統産業と先端産業を融合し、それぞれの技術を効果的に生かした新技術・新製品の開発による新たな京都ブランドの創出等を目指しています。

京都ならではの企業、業界における製品を研究所から発信するため、各関係機関との連携を強化し、より一層センター機能の拡充を図っています。また技術と産業の橋渡し役として、知恵産業の更なる推進に向けて取り組んでいます。

伝統産業と先端産業の融合により 製品化された事例

大型極薄陶板の 製品化支援

(株)陶葺/
産業技術研究所 窯業チーム



京焼・清水焼の伝統技術と セラミックス加工技術の融合

当研究所が有するセラミックス加工技術と陶磁器釉薬の技術を活用し、これまで出来なかった畳1畳分、厚さ3mmの大型極薄陶板の製造が可能となりました。併せて、京焼・清水焼の優雅な上絵が施工されています。

最新デジタル捺染システムを用いた エコ&デザイン和傘の 商品化支援

長瀬産業(株) DENATEX, (株)日吉屋/
産業技術研究所 繊維系材料チーム



世界初の染色システムと 伝統工芸技術の融合

当研究所と長瀬産業(株) DENATEXの連携により、世界初、カラーレーザーの原理を応用した環境に優しく水を使わないデジタル捺染システムを開発。この実用機を活用し、(株)日吉屋が新たな和傘を開発し、現在商品化を進めています。

米麴糖化物を用いた 洋菓子開発支援

小川珈琲(株), 佐々木酒造(株), (株)菱六/
産業技術研究所 バイオチーム



伝統的米麴糖化醸造技術と 先端バイオ計測技術の融合

当研究所が大学や複数企業と共同で開発してきた米麴を用いた新規甘味原料をもとに、小川珈琲(株)において新たな洋菓子を製造したものです。平成25年夏頃の販売開始を目指し、現在取組を進めています。



京都市産業技術研究所
知恵産業融合センター

〒600-8815 京都市下京区中堂寺栗田町91番地
TEL 075-326-6220 FAX 075-326-6221

ご相談はこちらまで
TEL 075-326-6220

京都市産業技術研究所の地方独立行政法人への移行について

1 京都市産業技術研究所の概要

(1) 組織概要 (「京都市産業技術研究所整備基本構想」(平成18年4月))

①使命

「京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、新しい時代の感性豊かな先進技術を創造する」

②役割

- ・ものづくり中小企業への技術支援
- ・新事業創出への挑戦
- ・伝統産業分野への支援

③沿革

| | |
|----------|---|
| 大正 5年10月 | 京都市染織試験場を発足 |
| 同 9年 3月 | 京都市工業研究所を設立(昭和30年 京都市工芸指導所, 昭和41年 京都市工業試験場に改称) |
| 平成15年 4月 | 染織試験場と工業試験場を組織的に統合し, 産業技術研究所を開所。各施設を繊維技術センター, 工業技術センターに改称 |
| 同22年10月 | 繊維技術センターと工業技術センターを立地的に統合し, 新しい産業技術研究所を開所 |
| 同22年11月 | 同研究所内に「知恵産業融合センター」を創設 |

④所在地

京都市下京区中堂寺栗田町9-1 京都リサーチパーク9号館南棟

⑤建物

構造 鉄骨造, 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階 地上7階
延床面積 10,939.78㎡(登記簿上)
所有者 京都市

⑥職員数(平成25年5月1日現在)

78名(うち研究職58人)

⑦組織体制

参考資料5参照

(2) 業務概要

①主な業務

- ・技術移転・指導
企業の技術力の高度化，技術課題の解決のための提案，指導を実施
- ・研究開発
企業の技術力強化や新製品開発のための基礎研究，製品化・実用化研究を実施
- ・試験・分析
企業からの依頼による製品，素材等の試験・分析を実施
- ・人材育成
中小企業技術者や伝統産業技術後継者を育成するための研修を実施
- ・知恵産業融合センター
伝統産業と先端産業を融合し，それぞれの技術を効果的に生かした新技術・新製品の開発による新たな「京都ブランド」の創出，イノベーションを支える人材の育成，コーディネーターによる企業マッチングを実施
- ・研究会
各種技術分野の12研究会（会員企業870社（平成25年4月時点））の活動支援を通じた業界振興及び会員企業の技術力向上の取組を実施
今年4月には，これらの12研究会を傘下に持つ「京都ものづくり協力会」を設立し，研究会横断的な新製品試作事業に着手

②主な業務実績

| | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 試験・分析（件） | 5,950 | 7,330 |
| 技術指導（件） | 4,243 | 4,326 |
| 電話による技術指導（件） | 4,954 | 5,140 |
| 鑑定等（件） | 835 | 929 |
| デザインの作成（件） | 169 | 418 |
| 加工等（件） | 123 | 163 |
| 設備利用（件） | 147 | 288 |
| 講演・講習会（回） | 63 | 58 |
| 伝統産業技術者研修（修了者） | 221 | 238 |
| 研究業務（テーマ） | 56 | 49 |
| ゼーゲル錐頒布（本） | 9,001 | 6,178 |
| 酒母頒布（本） | 678 | 856 |
| 知恵産業融合センター | | |
| 研究開発支援（テーマ） | 6 | 4 |
| 製品開発・マーケティング支援（件） | 177 | 495 |

2 地方独立行政法人化の趣旨、検討経緯

(1) 趣旨

伝統産業をはじめとした中小企業等を取り巻く環境が、長引く不況、技術や産業の海外流出、環境問題、少子高齢化に伴う人口減少等により、一層厳しさを増し、大きな転換期を迎える中、地域経済の活性化に向けて、産業支援体制を強化し、中小企業等の既存技術の強化、新製品の開発、新分野への展開、販路開拓、新産業や京都の未来を担う知恵産業の創出などの支援を総合的かつきめ細やかに実施することが求められている。

このため、京都市は、京都市産業技術研究所が、これら社会・産業構造の変化に応じて複雑化、高度化する中小企業等のニーズに対して、自主性と責任を持ってこれまで以上に迅速かつ柔軟に対応した支援を確実に実施することで、京都経済を活性化することを目指し、平成26年度から、自主的かつ自律的な研究所運営や迅速な意思決定が可能となる地方独立行政法人に同研究所を移行するものである。

(2) 検討経緯

- ① 平成19年3月に「京都市における地方独立行政法人制度に関する考え方」を策定し、京都市における地方独立行政法人制度の導入に当たっての基本的な考え方を取りまとめ、対象業務ごとの当面の方向性を明示
- ② この中で、産業技術研究所については、同研究所を構成する繊維技術センターと工業技術センターの立地的統合を予定（平成22年10月）していたため、地方独立行政法人化については、立地的統合後の同研究所が、本市中小企業のための公的試験研究機関として責任ある使命と役割を果たし、その機能を最大限に発揮することができるかどうかという観点から、慎重に検討していくと明記
- ③ そして、平成22年10月に両センターを立地的に統合した新しい産業技術研究所が京都リサーチパーク内に開所したことを受け、平成23年8月に「産業技術研究所の在り方検討委員会」を設置し、京都市産業技術研究所の在り方や望ましい組織・運営システムについて具体的に検討を開始
(平成23年4月1日 京都市立病院が地方独立行政法人へ移行)
- ④ 同検討委員会において、他都市の公設試験研究機関や京都市産業技術研究所の関係者・関係機関等へのヒアリング等の調査結果を踏まえ、京都市産業技術研究所の現状と課題、京都市における新時代の公設試験研究機関の在り方、望ましい組織・運営システム、地方独立行政法人制度などの検討を行い、平成24年3月に「産業技術研究所の課題を解決し、寄せられた要望・期待に応えるためには、スピード感と柔軟性を持ち、更なる支援機能強化が期待できる地方独立行政法人化が非常に有効な組織・運営システムとして望ましい。」という結論を「京都市産業技術研究所の在り方検討委員会」報告書」として取りまとめ京都市へ提出
(平成24年4月1日 京都市立芸術大学が公立大学法人へ移行)
- ⑤ 同報告書を踏まえ、京都市において、協議・検討した結果、産業技術研究所が、本市産業政策と連動する中長期的な視点に立った事業を実施するとともに、経営の透明性の向上などを図りながら、複雑化、高度化する中小企業のニーズにこれまで以上に迅速かつ的確に対応していくためには、地方独立行政法人へ移行することがより適切であると判断し、「新しい京都市産業技術研究所の組織・運営システムに関する方針」を平成24年4月に作成
- ⑥ 平成25年2月市会定例会において、法人の運営の基本となる「地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款」を議決

地方独立行政法人制度について

1 地方独立行政法人の定義

地方独立行政法人とは

- ①住民の生活，地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施がされることが必要な事務及び事業であって，
- ②地方公共団体が自ら主体となって直接実施する必要のないもののうち，
- ③民間の主体にゆだねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として，地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 設立手続

地方公共団体（以下「設立団体」という。）が議会の議決を経て定款を定め，総務大臣の認可を受け，設立する。

3 役員任命

理事長及び監事は設立団体の長が任命し，副理事長及び理事は理事長が任命する。

4 目標による業務管理

中期目標，中期計画及び年度計画に基づき，計画的に業務を運営，管理する。

(1) 中期目標

ア 中期目標とは

法人の業務運営の基本指針。地方独立行政法人の設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで，議会の議決を経て定め，法人に指示するもの。

イ 記載すべき事項（法定事項）

- ① 中期目標の期間（3年～5年）
- ② 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ その他業務運営に関する事項

(2) 中期計画

ア 中期計画とは

中期目標を達成するための具体的計画。法人が作成し、設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで、認可する。

イ 記載すべき事項（法定事項）

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑥ 剰余金の使途
- ⑦ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

(3) 年度計画

年度計画とは、中期目標期間中の各事業年度の業務運営に関し、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について定める計画であり、地方独立行政法人自らが作成する。

5 業務実績評価

(1) 業務実績の評価等

法人は、各事業年度及び中期目標期間の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。評価委員会は、評価の結果を法人に対して通知するとともに、設立団体の長に対して報告し、公表する。また、必要なときは、法人に対し、業務運営について勧告を行う。

(2) 事業報告書の提出

法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出する。

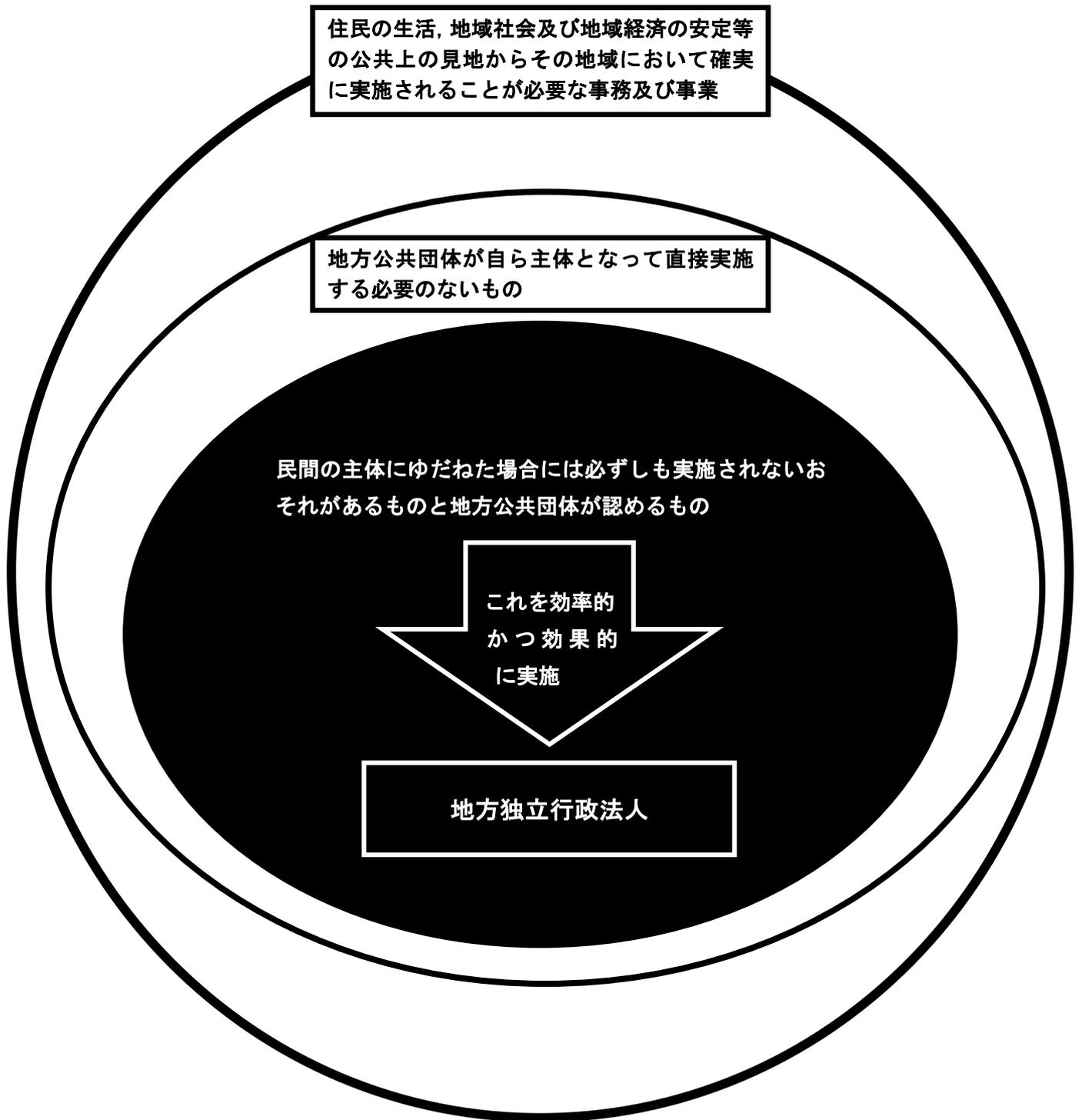
(3) 議会への報告

設立団体の長は、各事業年度及び中期目標期間における業務実績の評価結果並びに中期目標に係る事業報告書を議会に報告する。

6 財源措置

独立採算制を前提としていないため、設立団体の長は、地方独立行政法人に対して所要の財源措置を講ずる必要があり、「運営費交付金」を交付することとしている。この運営費交付金は、使途の内訳を特定しない「渡しきりの交付金」として運用することとなる。

【地方独立行政法人 イメージ】



1 評価委員会の設置趣旨

地方独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、地方独立行政法人法（以下「法」という。）により、設立団体に設置が義務付けられており、市長の附属機関として設置するもの

2 評価委員会の役割

評価委員会が行う業務は、法に定められており、主に次の2点である。

- (1) 法人の業務について、各年度及び中期目標期間ごとの業務実績評価を行い、結果を市長へ通知し、法人へ勧告及び公表する。
- (2) 市長が、法人の中期目標を策定し、法人の中期計画及び業務方法書を認可するなどの際に、市長に対して意見を述べる。

<評価委員会の主な業務>

(1) 業務実績評価

- ①各事業年度の業務実績評価
- ②中期目標期間の業務実績評価
- ③上記各評価結果の市長への通知、法人への勧告及び公表

(2) 市長に対する意見

- ①市長が中期目標を定める際の意見
- ②市長が法人から提出された中期計画を認可する際の意見
- ③市長が法人から提出された業務方法書を認可する際の意見
- ④法人の役員報酬等の支給基準に関する意見
- ⑤市長が法人から提出された財務諸表を承認する際の意見

※平成25年度は、上記(2)①から④までの項目が審議事項

3 今年度の予定

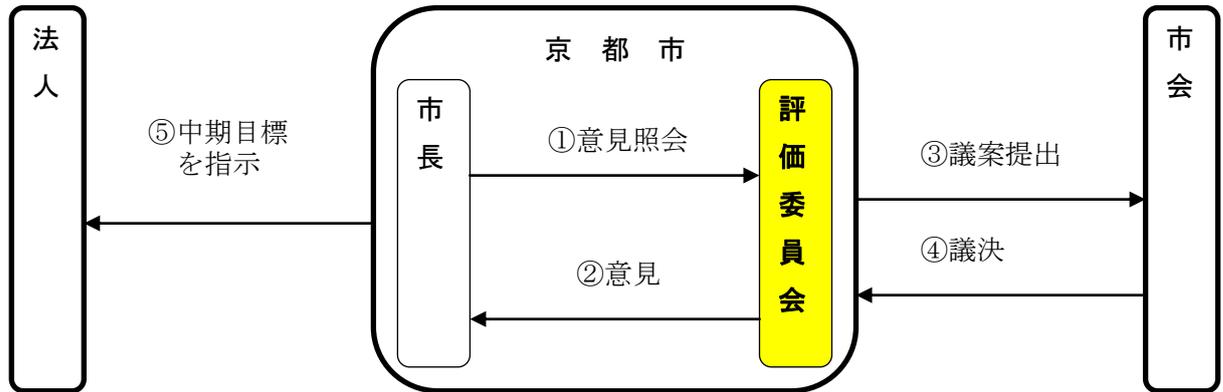
- | | |
|------------|--|
| 7月2日（本日） | 第1回委員会 ・ 中期目標（案）の検討 |
| 9月下旬～10月上旬 | 第2回委員会 ・ 中期目標（最終案）、中期計画（案）の検討 |
| 12月 | 第3回委員会 ・ 中期計画（最終案）、業務方法書（案）、役員報酬等支給基準（案）の検討 |

評価委員会の業務内容

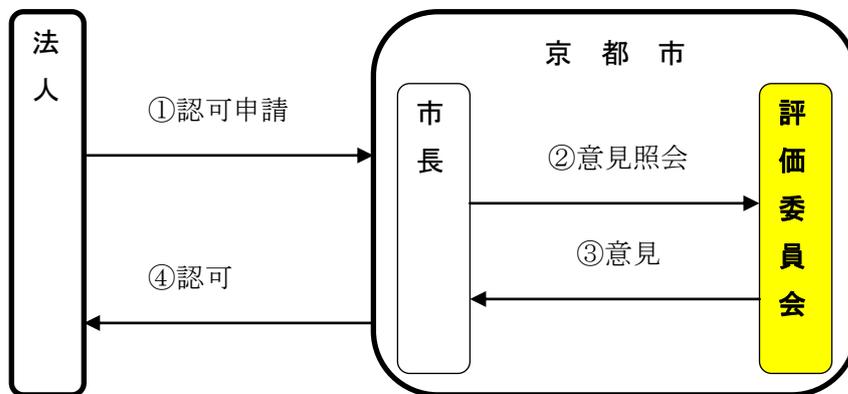
| 項 目 | 業 務 内 容 | 根 拠 | |
|----------------------------|-----------------------------------|---|----------|
| (1)法人の業務実績に関する評価 | 各事業年度に係る業務の実績に関する評価 | 法第28条 | |
| | 中期目標期間における業務の実績に関する評価 | 法第30条 | |
| | 法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の勧告 | 法第28条第3項 法第30条第3項 | |
| | 法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長に報告し、公表 | 法第28条第4項 法第30条第3項 | |
| (2)市長が認可等する際に評価委員会の意見を聴くもの | 中期目標 | 市長が中期目標を定め、又は変更しようとする際の意見 | 法第25条第3項 |
| | 中期計画 | 法人が作成し、又は変更した中期計画を市長が認可しようとする際の意見 | 法第26条第3項 |
| | 業務方法書 | 法人が作成し、又は変更した業務方法書を市長が認可しようとする際の意見 | 法第22条第3項 |
| | 中期目標期間終了時 | 市長が法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方など業務全般にわたる検討を行う際の意見 | 法第31条第2項 |
| | 財務関係 | 市長が法人の財務諸表を承認しようとする際の意見 | 法第34条第3項 |
| | | 法人が毎事業年度の残余の額を翌事業年度の中期計画で定める剰余金の使途に充てることを、市長が承認しようとする際の意見 | 法第40条第5項 |
| | | 法人が中期目標期間最後の事業年度に係る積立金を次期中期目標期間の財源に充てることを、市長が承認しようとする際の意見 | 法第40条第5項 |
| | | 人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを、市長が認可しようとする際の意見 | 法第41条第4項 |
| | | 法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、借り換えることを、市長が認可しようとする際の意見 | 法第41条第4項 |
| | | 法人が条例で定める重要な財産を処分することを、市長が認可しようとする際の意見 | 法第44条第2項 |
| (3)市長への意見の申出 | 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関する意見の申出 | 法第56条第1項 法第49条第2項 | |

<平成25年度中に審議いただくものの流れ>

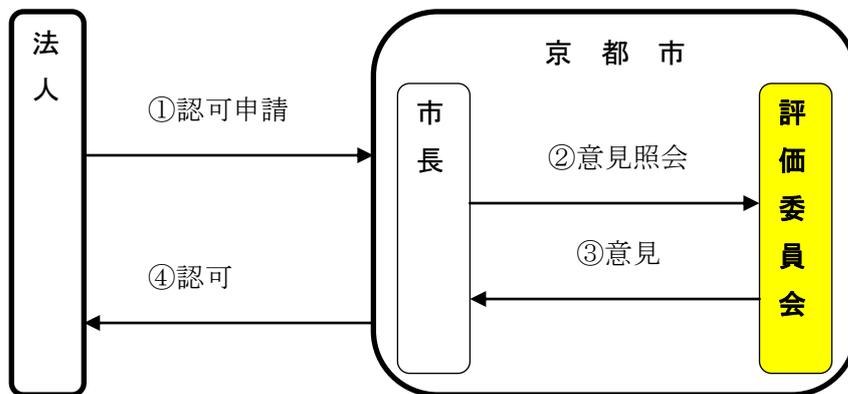
○中期目標の策定



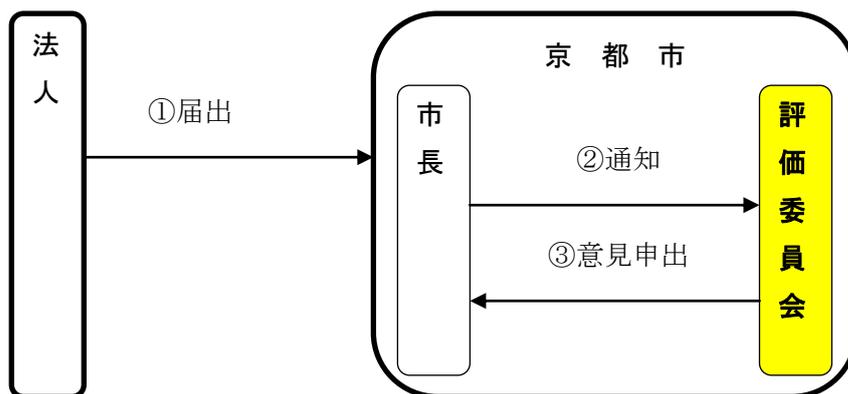
○中期計画の策定



○業務方法書の作成



○役員報酬等の支給基準の制定



地方独立行政法人の中期目標及び中期計画について

| | 中期目標 | 中期計画 |
|------------|--|---|
| 制度上の位置付け | ○法人が達成すべき業務運営に関する目標として、市長が定め法人に指示するもの。 〔法 25 条①〕 | ○中期目標を達成するための計画として、法人が作成し市長の認可を受けるもの。 〔法 26 条①〕 |
| 記載事項 | ①中期目標の期間 ②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③業務運営の改善及び効率化に関する事項 ④財務内容の改善に関する事項 ⑤その他業務運営に関する重要事項 〔法 25 条②〕 | ①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ③予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ⑥剰余金の使途 ⑦その他市の規則で定める業務運営に関する事項 〔法 26 条②〕 |
| 作成プロセス | ○評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経る。 〔法 25 条③〕 | ○評価委員会の意見を聴く。 〔法 26 条③〕 |
| 評価委員会との関わり | ○中期目標期間の終了時に、評価委員会は、中期目標の達成状況について評価を行う。 〔法 30 条〕 | |

※ 「法人」とは地方独立行政法人を、「法」とは地方独立行政法人法を指す。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所中期目標（案）

（基本的な考え方）

京都市産業技術研究所は、大正5年に発足した染織試験場と大正9年に開設した工業研究所を前身とし、これまで約一世紀もの長きにわたり、京都の産業の発展を技術面から支えてきた。京都市産業技術研究所整備基本構想に掲げたように、「いたずらに目先の数的競争原理に惑わされることなく、矜持を堅持しつつ、独特のものづくり文化の質の錬磨と創造的な展開に努め」、得意技術・固有技術を伸ばし、京都になくてはならない、市民と一体となり市民に開かれた研究所を目指している。

地域経済を取り巻く環境が大きく変わる中、同研究所には中小企業等に対し、既存技術の強化、新製品の開発、新分野への展開、販路開拓、新産業や京都の未来を担う知恵産業の創出等、社会・産業構造の変化に対応した支援策を総合的かつきめ細やかに実施することが求められている。

そこで、京都市は、京都市産業技術研究所が、本市産業振興政策の一翼を担い、中長期な視点に立った事業を実施するとともに、経営の透明性の向上等を図りながら、複雑化、多様化する中小企業等のニーズにこれまで以上に迅速かつ的確に対応していくために、同研究所を地方独立行政法人化することとした。法人化の目的を着実に達成していくための当初の業務運営目標として、ここに中期目標を策定する。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）は、地方独立行政法人の特長を最大限生かした、自主・自律的な組織運営の下、利用者の満足度がより高い公的な産業支援機関を目指す。同研究所が果たしてきた役割はもとより、技術指導や研究開発の柔軟かつ機動的な展開や、ニーズの発掘から商品化、市場化まで一貫した支援施策の拡充及び積極的な情報発信を進め、地域経済の発展を牽引し、市民生活の向上に寄与していくことが必要である。

産技研は、この中期目標を達成するため、具体的取組を示す中期計画を作成するとともに、その実績を検証し、不断の自己改善に努めるものとする。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

産技研は、「技術の産業化」を政策的使命とする先進的な京都産業創生の拠点として、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承、発展させ、感性豊かで先進的な産業技術を創造することにより、世界を魅了する京都の伝統産業をはじめとした地域産業の成長を牽引する。

そのため、ものづくりの現場と密接に連携し、人的・物的資源を有効に活用して、中小企業等のニーズに迅速かつ柔軟に対応する。

また、京都市の産業技術を支援するだけでなく、京都市の産業振興施策の企画・立案に積極的に参画し、中小企業等のニーズを施策に反映させる。

1 企業活動の技術支援

中小企業等が、事業活動を行う過程において直面する様々な技術的課題を迅速に解決するとともに、技術指導、後継者の育成や技術力を向上させるため、産技研の支援内容を強化・拡充

する。

(1) 技術相談

中小企業等がいつでも気軽に相談に来ることができ、産技研の特長である懇切丁寧で満足度の高いサービスを提供する。

産技研が培ってきた成果や研究職員の専門的知識等を活用して課題に応じて具体的に指導するとともに、生産現場での技術相談を実施するなど、きめ細やかな技術支援により、中小企業等が抱える技術課題の解決を図る。

(2) 試験・分析

企業ニーズの高い機器・設備を導入するとともに、それらを適切に保守管理し、中小企業等からの依頼に基づく試験・分析等に正確かつ迅速に対応する。

また、これらの結果等を踏まえた対策を具体的に提案・指導し、その解決を図る。

(3) 人材育成

中小企業等の技術者に対し、研究開発で得られた新しい知見をはじめ、ものづくりを支える基盤技術、伝統産業や成長分野で求められる高度かつ専門的な技術・知識に関する研修を行うとともに、京都のものづくり文化を継承し、発展させる視点を持った後継者を育成することにより、業界の発展を図る。

特に、伝統産業においては、その新たな展開に向けて、基礎研修から応用研修、さらには新商品の企画・立案までを体系立てた計画的な研修を実施する。

(4) 研究開発

複雑化、多様化する中小企業等のニーズに応えるために、基礎研究から市場化を見据えた研究までを体系的に行う。

中でも、中長期的な観点で将来の京都産業を見越した先進的研究、新たな成長分野の研究及び顧客ニーズを踏まえた市場への出口支援を見据えた研究等に重点的に取り組む。

ア 戦略的な研究開発の推進

京都の中小企業等の将来の発展を常に意識し、成長が予想されるものの、個別の企業等では取り組むことが困難な技術や実用化に向けた基盤的な技術等の研究開発に取り組む。

なお、研究開発に当たっては、競争的資金等の外部資金を積極的に活用する。

イ 共同研究等

中小企業等の技術力・競争力を高めるため、共同研究や受託研究を推進するとともに、それらを通じ中小企業等の海外進出や国際競争力の強化に向けた側面支援を行う。

また、企業・大学との連携により、中小企業等の技術革新や新事業分野への進出、新産業の創出を促進する。

ウ 研究成果の普及と技術移転

研究開発の成果が、中小企業等で実用化・事業化等に活用されるよう、技術シーズや研究成果等を積極的に提供し、その普及や技術移転を図る。

(5) 研究会活動

企業相互の技術交流や技術向上を目的に産技研に設置されている各種技術分野の研究会を通じて、業界のニーズを収集するとともに、研究成果の技術移転や新技術の情報提供等を実施する。

また、研究会の横断的活動を支援し、異業種の持つ技術の融合を図ることで新商品の開発や新事業の創出を促進させるとともに、高度な研究開発を担える人材を育成する。

2 新産業創出支援

中小企業等が行う新技術・製品開発や新産業創出の取組等について、公益財団法人京都高度技術研究所はもとより、京都商工会議所をはじめとする産業支援機関、大学等との連携を強化し、幅広い支援を実施するとともに、伝統産業と先端産業の技術を融合した新たな京都ブランドの創出や、伝統産業の新たな事業展開に向けた、積極的な支援を実施する。

(1) 知恵産業の推進

京都の伝統産業と先端産業の融合をより一層促進するため、関係機関とのネットワークを活かした効果的・効率的な連携を図る。これにより、それぞれの技術を活かした新たな京都ブランドの創出を加速する。

また、開発技術・新製品のマーケティング調査や市場分析等の情報提供を通じて、企業マッチングや新製品等の販路開拓を促進するとともに、将来の京都の中小企業等の技術面を支える人材を育成する。

(2) 伝統産業分野への支援

日本を代表する伝統産業支援機関として、常に新たな視点を取り入れ、技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談、海外を含めた販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた支援に取り組む。併せて、伝統産業技術後継者の育成による技術・技能の継承と練磨を行い、業界の発展を図る。

(3) 新成長分野への支援

新成長分野として、バイオ・ライフサイエンスやグリーンイノベーション、1200年の歴史に培われた京都の伝統文化を基軸とした研究開発を行っていく。

また、ナノ加工技術などの得意技術や新たなものづくり技術を活用し、中小企業等の新製品創出、新たな事業展開への支援を行っていく。

さらに、大学や他の研究機関と連携し、産技研が培ってきたこれまでの基盤技術を基に、産学公連携による新事業の創出と新規成長分野への展開を支援することにより、今後の京都産業の発展につながる企業の成長を目指す。

3 連携の推進

産技研が単独で実施する技術支援とともに、関係機関と連携を強化し、中小企業等に対する総合的な支援を進める。

なお、支援に当たっては、単なる取り次ぎ役にとどまらず、中小企業等が有する技術を融合し、技術開発や製品開発を行う技術プロデューサーの役割を果たす。

(1) 地域連携の推進

豊かな人材が集まる「知」が集積する地域である京都の強みを活かし、中小企業等に対する支援をより効果的に行えるよう、大学や産業支援機関等と実効性をもった連携を図る。

中でも、京都で育まれてきた学術とものづくり技術の継承・発展及び相互の人材の能力向上を図るため、京都工芸繊維大学や京都市立芸術大学をはじめとした市内の大学との連携を強化する。

(2) 広域連携の推進

中小企業等に対する支援をより効果的に行うため、京都地域にとどまらず、大学や試験研究機関、業界団体、学術団体等と積極的かつ広域的な連携を進める。

特に、大学については、国内はもとより、海外の大学とも積極的な連携を図る。

4 設備・機器の整備及び利用

多様化、高度化する中小企業等のニーズに的確に対応し、質の高いサービスを提供するため、設備・機器については、中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを整備・更新し、利用度を高める。

なお、機器の一層の整備充実に向けて、競争的資金等の外部資金の活用を図る。

5 情報発信・情報収集の強化

産技研をより一層活用してもらうため、ホームページや研究成果発表会等、多様な手段を用いて、中小企業等が求める情報の発信や分かりやすい広報を積極的に行う。また、その際にも、中小企業等のニーズの把握に努め、研究や支援に活かしていく。

さらに、技術開発やものづくりの重要性、産技研の成果に対する市民の理解を深めるため、誰にも分かりやすい広報活動や市民との交流を積極的に展開する。

特に、次世代を担う子供たちに京都で培われた産業技術に対する関心を持たせるための取組を積極的に進める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

産技研は、地方独立行政法人の特長を最大限活かした制度設計を行い、自主・自律的な業務運営のもと、組織運営の改善や業務改善を図っていく。

1 組織運営の改善

産技研の設立目的や中期目標の達成に向け、予算や人員の戦略的な配分・配置を行うとともに、意思決定の迅速化により、効率的、効果的な組織運営を図る。

社会経済状況や中小企業等のニーズなど産技研を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するとともに、将来を見据えた戦略的な組織・体制を構築する。

(1) 組織・体制の強化拡大

企画情報部門、研究部門、知恵産業推進部門の機能を強化するとともに、各々が実効性をもった連携を行うことにより、産技研全体の組織・体制の強化を図る。

特に、企画情報部門は、法人運営の要として、経営企画面や業務調整面の機能強化を行う。また、研究部門や知恵産業推進部門は、緊急性や重要度の高い課題を迅速に推進できるよう、機動的かつ柔軟な組織編成を行う。

(2) 職員の確保・育成

柔軟かつ多様な人材確保の方法を取り入れ、優秀な人材を計画的に確保する。

また、職員の意識改革を図り、研究能力はもとより、先見性、優れた感性を備え、マネジメント力や技術プロデュース力を持った人材を育成する。

さらに、研究開発等の拡充に向けて、機動的かつ多様な人材の確保を図る。

なお、効率的・自律的な業務運営に向けて、運営状況を勘案しながら事務職員のプロパー化を計画的に進める。

(3) 技術の継承

長年培ってきた産技研が保有する得意技術や固有技術の継承・発展を促進するため、計画的な職員の採用を行うとともに、チーム制を核とした体制の中で、技術の継承を行う。

加えて、OB職員等が持つ蓄積された技術の有効活用を図る。

2 業務の評価・検証

各業務の目的に沿って、地域特性を踏まえた京都ならではの評価軸を設定し、定期的にその実績を把握して達成状況を検証し、業務改善につなげる。

第4 財務内容の改善に関する事項

産技研は、運営費交付金を効果的・効率的に活用するとともに、自主的・自律的な運営に向けて運営費交付金以外の収入の確保を図り、財務内容の改善に取り組む。

なお、京都市は、産技研が公的な産業支援機関としての使命を果たせるよう、業務遂行に必要な運営費交付金を確保する。

1 経費の効果的・効率的な執行

計画的かつ適切に法人業務を行うため、中期計画の予算を作成し、予算の弾力的かつ効果的

な執行を行う。

また、職員のコスト意識を醸成するとともに、組織運営の効率化、予算の効率的な執行、契約方法の改善等により、経費の節減を図る。

なお、経費の節減に当たっては、利用者へのサービスの質を低下させることのないよう留意する。

2 収入の確保

法人業務の一層の充実に向けて、自己収入を増加させるなど、運営費交付金以外の収入の確保を図る。

3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用

産技研の経営努力によって生じた剰余金について、研究開発やサービスの向上等、使途に関する方針を策定し、有効に活用する仕組みを構築する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令遵守の徹底

法令遵守はもとより、市民から疑惑や不信を招くことのないよう、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保する。

また、法令遵守等に関して、確実な実施に向けた仕組み・体制の整備を行う。

2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

職員の守秘義務と組織としての秘密保持を徹底し、個人情報、企業情報等、職務上知り得た秘密について、適切な管理を行い、漏えい防止策を講ずる。

また、市民に開かれた研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、説明責任を果たす。

3 環境・安全衛生マネジメントの徹底

利用者が安全で快適に利用できるとともに、職員が安全な環境で業務に従事することができるよう、事故発生の防止に向けて、安全対策の徹底を図る。

4 施設及び設備・機器の維持管理

施設及び設備・機器の適切な維持・保守管理を行うことにより、経費の節減に努める。

特に、施設については、計画的に大規模改修を行い、長寿命化を図っていく。

今後の日程について

- 平成 25 年 7 月 2 日 第 1 回評価委員会
(本日) (審議内容：中期目標 (案))
- 7 月 中旬
～ 8 月 中旬 市民意見の募集 (パブリックコメント)
- 9 月 下旬
～ 10 月 上旬 第 2 回評価委員会
(審議内容：中期目標 (最終案), 中期計画 (案))
- 11 月市会 中期目標を議会へ提案
- 12 月 第 3 回評価委員会
(審議内容：中期計画 (最終案), 業務方法書 (案), 役員報酬
等支給基準 (案))
- 平成 26 年 4 月 1 日 地方独立行政法人化